

地域デザインカレッジ修了生情報共有会議 会則

(名称)

第1条 この会は、地域デザインカレッジ修了生情報共有会議（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は静岡市押切に置く。

(目的)

第3条 本会は、復興支援や生活再建に関連した活動（事業）を行うことにより、2022年9月23日に発生した台風15号によって被害を受けた地域の一日も早い復興と生活再建を目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の掲げる目的を達成するため、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) 復興と生活再建のためのプロジェクト活動
- (2) 復興と生活再建のための政策提言活動
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、代表に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 0円
- (2) 賛助会員（個人）3,000円、（法人）50,000円

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人以上
- (3) 監事 1人以上

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

(職務)

第11条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 監事は、会の活動及び会計を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任任期とする。

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 報告および決算

- (4) 計画および予算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第 15 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第 16 条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 17 条 代表は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 18 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 19 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 20 条 この会則は、総会において、出席者の 4 分の 3 以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、2022 年 9 月 26 日から施行する。